

あなたとともに歩む

企業年金基金 だより

2006.10

No. 1



キヤノンアネルバ企業年金基金

企業年金基金設立にあたって

平成16年4月からスタートしている「キヤノンアネルバ企業年金基金」は、平成2年7月設立の「日電アネルバ厚生年金基金」を前身とする企業年金制度です。

厚生年金基金は、企業年金でありながら国の老齢厚生年金の一部を代行して支給するしくみとなっているため、昨今の経済・金融情勢下では予定利率と資産運用実績との乖離が企業経営に大きな負担をもたらしています。

また、新会計基準の導入により、代行部分の給付債務も母体企業の退職給付債務として計上することになったため、母体の企業会計に多大な影響を及ぼす要因となっています。

日本経済は回復傾向にあるとはいっても、依然として先行き不透明な状況が続いており、各企業は生き残りをかけた事業改革に取り組んでいるところです。そのような中において企業年金制度の運営も例外ではなく、企業活動の圧迫要因とならないような制度への再構築が急務となっています。

そうした背景のもと、平成14年4月から確定給付企業年金法が施行され、国の年金の支給義務を国へ返還し（代行返上）、企業は企業年金の給付だけを行うという制度に再設計できるようになりました。

同法に基づき、私たちの企業年金も確定給付企業年金の「基金型」（＝企業年金基金）へと移行しました。

皆様の老後所得保障の一翼を担う企業年金基金が今後とも健全に発展していくためには、何より適切な情報開示が肝要と考え、当広報誌を発刊することとなりました。分かりやすい、時宜を得た情報を提供できるよう努めてまいります。

皆様の老後の安心を守るため、そして母体企業の発展のために職員一同、誠心誠意、制度の運営にあたって行く所存でありますので、ぜひ皆様のご支援・ご理解を賜りたく存じます。

平成18年10月

キヤノンアネルバ企業年金基金
理事長 中林 健二



平成17年度決算のお知らせ

去る7月19日に開催された第7回代議員会において、平成17年度の事業報告および決算が審議され、その結果、満場一致で可決・承認されました。以下に決算のあらましをお知らせします。

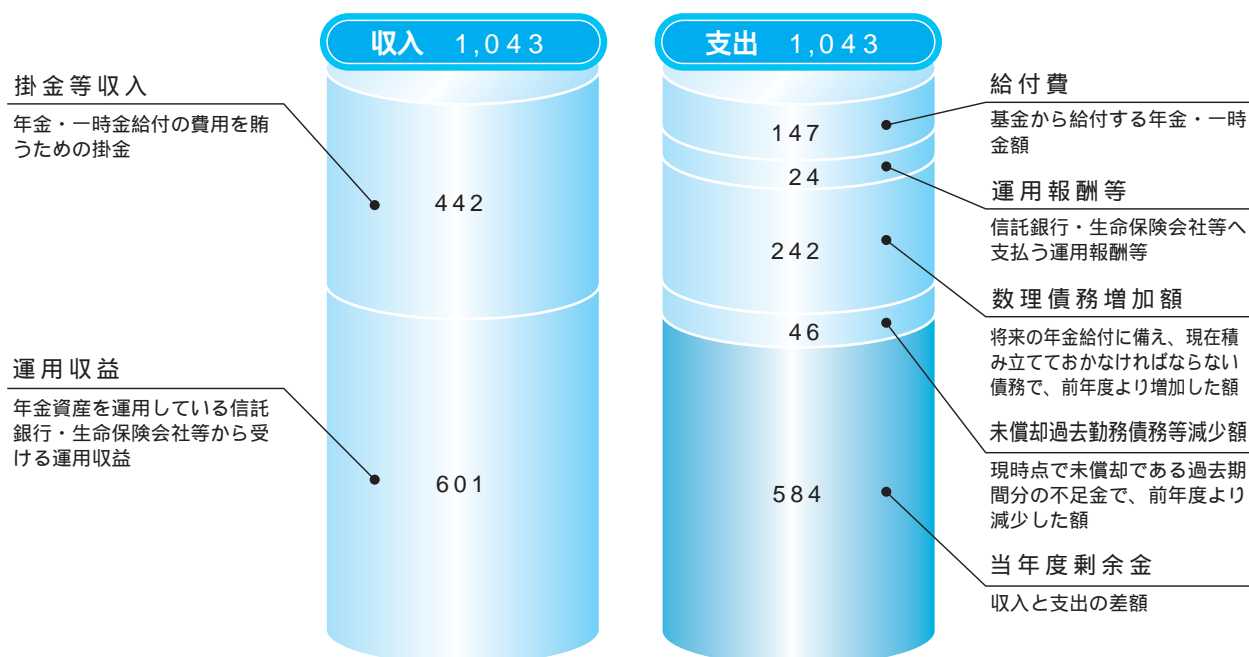
年金経理

基金の年金・一時金の給付に関する資産を扱う経理です。

年金経理の収入は、事業主からの掛金と年金資産の運用収益を合計して10億4,300万円となりました。支出は給付費と運用報酬等、数理債務増加額、未償却過去勤務債務等減少額を合計して4億5,900万円となりました。この結果、収支差で

ある5億8,400万円が当年度剰余金として計上されました。剰余金が計上された要因は、平成17年度は国内外の株式市場が好調に推移したことが影響し、年金資産全体の運用利回りが17.97%になったことなどによります。

【平成17年4月1日～平成18年3月31日】



<単位: 百万円>

業務経理・業務会計

基金の事業運営に必要な業務に関する経理です。

【平成17年4月1日～平成18年3月31日】

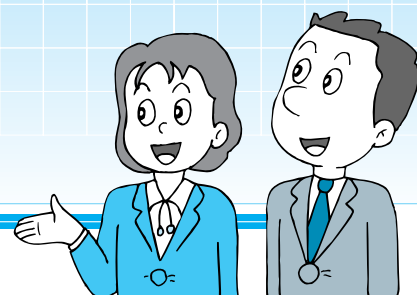


<単位: 千円>



平成17年度の資産運用状況 18年3月末現在

平成18年3月末の資産運用利回りは17.97%で、6億円の収益を確保することができました。

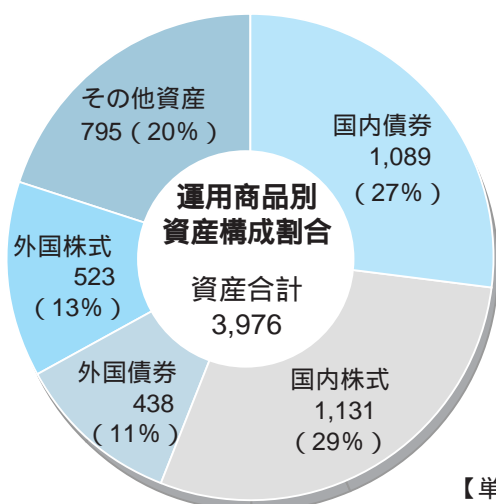


当基金の資産構成割合

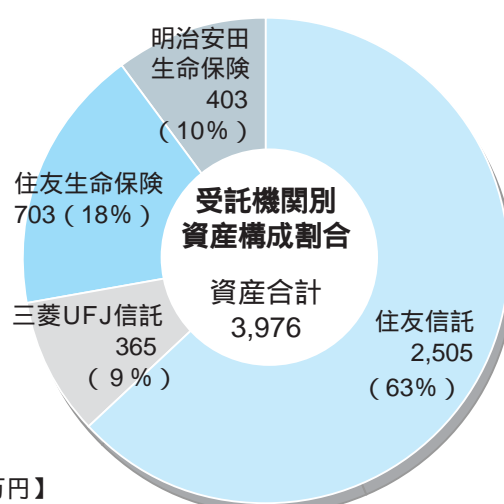
基金は、年金資産の積立金を複数の運用機関および運用商品に分散投資して、安全かつ効率的に運用することが義務づけられています。

そのためには年金ALM（資産と負債の総合的管理を行う手法）分析等による合理的な方法で、長期にわたり維持すべき政策的資産構成割合（アセットミックス）を定めることになっています。

運用商品別資産構成割合



受託機関別資産構成割合



【単位：百万円】

外国債券にヘッジ外債（55百万円）を含む
 その他資産にオルタナティブ（635百万円）を含む

当基金の資産運用実績

当基金は年金資産を金融市場で運用しており、平成18年3月末現在は39億7,600円の資産を国内株式・国内債券・外国株式・外国債券等に分散投資を行い、運用収益の確保に努力しております。

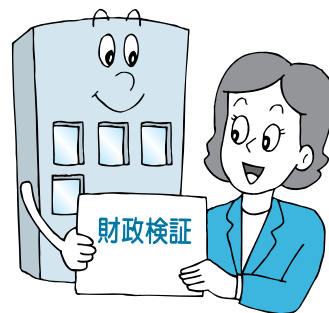
運用商品別利回り（平成18年3月末現在）は下表のとおりで、6億円の運用収益をあげることができました。

<平成18年3月末現在>

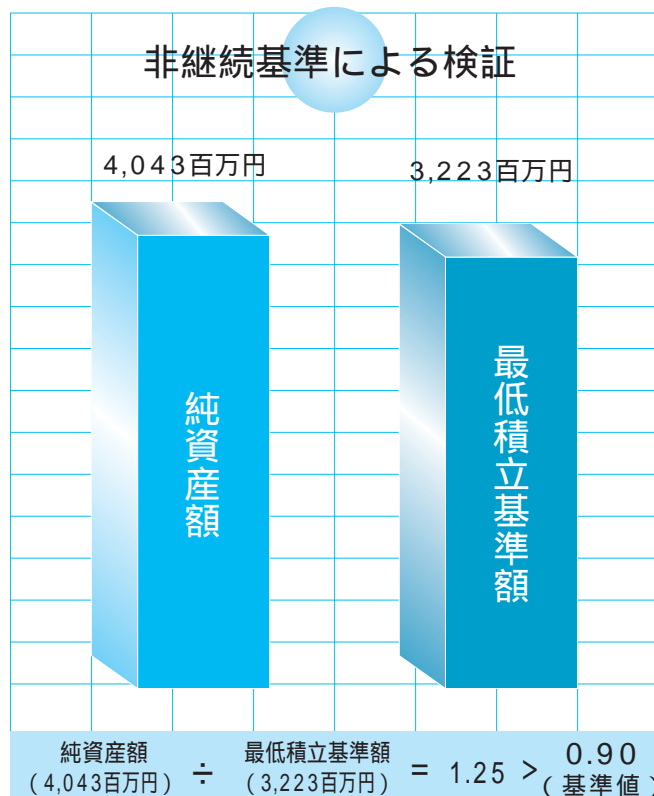
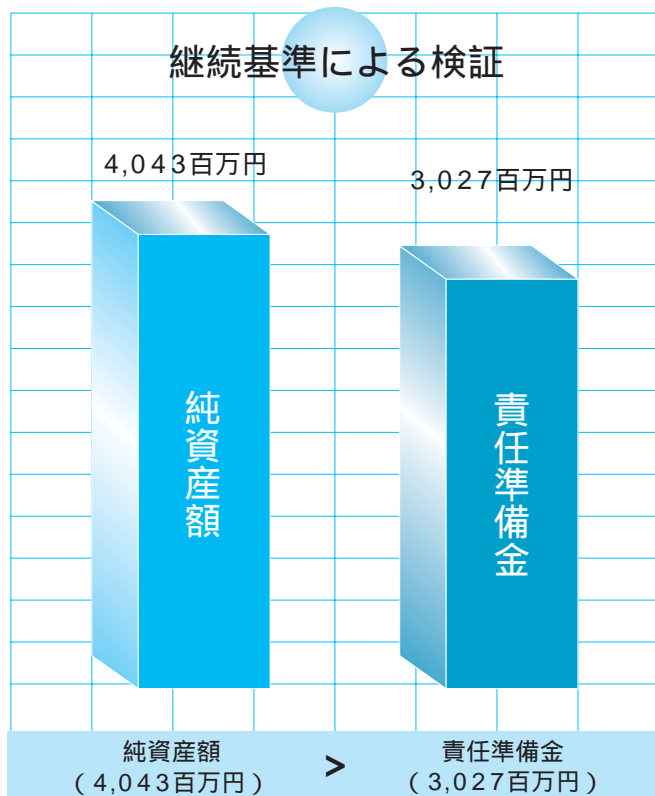
運用資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他資産	合計
運用実績	-1.42%	54.02%	7.72%	30.89%	4.26%	18.51%

時間加重収益率

財政検証報告



基金では、将来にわたって安全かつ確実に年金や一時金を支給していくために、毎年度財政決算を行うとともに、年金資産の積立状況の財政検証（継続基準・非継続基準）を行っています。平成17年度の当基金の財政検証の結果は以下のとおりです。



『継続基準』とは、基金が安定して年金を給付していくうえで年金資産が計画どおり積立てられているかを検証するもので、責任準備金と純資産額を対比して行います。不足がある場合は不足金が一定額を超えると繰上げ計算に該当し、直ちに掛金の変更計算を行い、財政の安定を図らなければなりません。

責任準備金 = 数理債務 (5,194百万円) - 過去勤務債務 (2,167百万円)

純資産額が責任準備金を上回っているため、掛金の変更計算は必要はありません。

『非継続基準』とは、仮に基金が解散した場合に、その時点での加入者や受給者の受給権が確保できる資産が積み立てられているかを検証します。上記の検証基準によって算出した率が必要水準に達していない場合には、積立水準の回復計画を策定するなどの対応が必要になります。

最低積立基準額の予定利率は2.20%を使用

基準値を上回っているため、積立水準の回復計画を策定する必要はありません。

<平成18年7月末現在>

当基金の現況

加入者数

男性 1,073人
女性 121人



年金受給者数

男性 36人
女性 2人



年金受給待期者数

男性 42人
女性 2人

給付額の状況

老齢給付 <年金> 11,693,956円
<一時金> 8,472,600円
脱退一時金 16,159,000円



私たちの年金制度

どんな制度？

私たちの加入する「キャノンアネルバ企業年金基金」(以下「基金」と略。)は、確定給付企業年金の基金型といわれる制度です。

その特徴は、将来皆さんに支給する年金等の額を予め設定(=確定給付)し、そのために必要となる資金を掛金として事業主(会社)が負担し、基金が管理・運用するところにあります。

厚生年金基金制度のときは、企業年金の給付と並行して国の老齢厚生年金の給付の一部も代行していましたが、新しい制度では国の給付は国から、企業年金の給付は企業年金からという本来の姿にもどっています。

したがって代行部分は給付元が厚生年金基金から国へ移るだけで、従来と同様の給付水準が維持されます。

平成16年4月からスタートしているキャノンアネルバ企業年金基金とは、どんな制度なのでしょうか。それまでの厚生年金基金とはどこが違うのでしょうか。

今後、当誌において順次制度の説明を行ってゆく予定ですが、創刊号ではまず大まかな概略を説明いたします。

加入のしくみは？

会社の従業員就業規則RAA-001に定める従業員は、入社と同時に基金の加入者となり、退職または60歳に到達するまで加入者期間が続きます。

平成18年3月現在の加入者数は1,165名、受給者数は37名となっています。



掛金は全額を事業主が負担

給付の費用に充てるための標準掛金は、その全額を事業主が負担しています。掛金額は、加入者期間の基準給与を標準給与として次のように算出します。

標準掛金 = 標準給与 × 掛金率 (5.3%)

このほか事業主は、特別掛金(過去勤務債務を償却するための費用に充てる)や事務費掛金(基金の業務委託費、事務費等に充てる)の全額を負担しています。

受けられる給付は？

基金の主要な給付である老齢給付金は、加入期間が20年以上ある人が60歳から年金として20年間(5年、10年、15年の選択もできる)受けられるようになります。また、62歳または65歳に達するまでの希望する時まで支給開始を繰下げて受けることもできます。

老齢給付金は一定要件を満たせば、脱退一時金や遺族給付金など一時金として受けられます。(次頁参照)

老齢給付金は 一時金化として選択可能

老齢給付金は、希望によりその全額もしくは一定割合（25、50、75%）を一時金として受けることができます（選択一時金）。

老齢給付金の裁定請求を行うとき、または老齢給付金受給5年経過後に、支給残額分を一時金にすることができます。

ただし天災・火災の被災、心身上の障害、経済的困窮など規約に定める一定の事由に該当した場合は、老齢給付金受給5年経過前でも、一時金として受けることができます。

退職時は脱 退一時金が受けられる

加入者期間が1ヵ月（自己都合退職の場合は3年）以上20年未満の人が退職したときや、加入者期間20年以上の人が60歳未満で退職したときは、老齢給付金に代えて脱退一時金を受けます。

脱退一時金は退職時に支給されますが、希望により脱退一時金の原資を企業年金連合会や転職先の企業年金へ移換して年金化することも可能です（ポータビリティ制度）。詳細は当基金までご連絡ください。

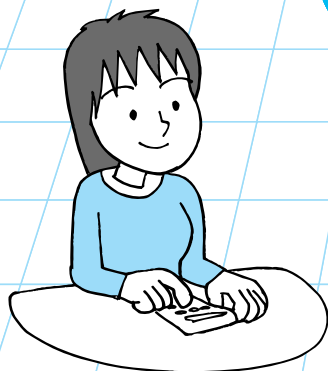
キャッシュバ ランスプランのしくみ

当基金の給付設計は、キャッシュバランスプランが採用されています。加入者ごとに仮定の個人口座（仮想個人勘定）を設けて、毎月クレジットを積み立て、これを原資に年金や一時金の給付を行うしくみです。経済変動に応じて、積立残高や年金給付額が変動するのが大きな特徴です。

加入者等が死亡した ら、遺族に一時金が

加入者期間が1ヵ月以上の人や、脱退一時金の繰下げをしている脱退一時金の受給権者、老齢給付金の受給者が死亡したときは、規約に定める遺族に遺族給付金が一時的に支給されます。

規約に定める遺族とは、配偶者、子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹、上記のほか死亡当時、死亡者の収入によって生計を維持していたその他の親族をいい、上記の順位で受けられます。



企業年金

Q&A

基金の組織・運営



企業年金基金と会社との関係はどうなっているのでしょうか？ また基金は、どのように運営されているのでしょうか？



企業年金基金は、企業が母体となって、加入者や受給者の皆さんの老後の生活をより安定したものにすることを目的に、厚生労働大臣の認可によって設立されています。

基金は事業主（会社）と加入者（従業員）が協力して組織を作っていますが、中立性を保つため、会社から独立した特別法人となっています。

基金の組織

基金には、事業主側（選定）と加入者側（互選）の双方から平等に選出される「代議員会」と「理事会」などの機関が設けられ、適正かつ民主的に運営されています。

代議員会は、基金運営のもとになる規約や予算・決算、事業計画といった重要事項を審議・決定する機関です。

理事会は、代議員会の議決事項を実行する執行機関で、理事長は基金の代表として運営を統括し

ます。この他、基金運営を監査する「監事」や、年金財政をチェックする「年金数理人」が置かれ、受給権の保護を図っています。

代議員、理事および監事ともに任期は3年となっています。

基金の業務

基金は規約に基づいて加入者の適用、加入歴の管理、受給権の裁定、年金給付などの業務をはじめ、年金資産の運用・管理、予算編成、決算、年金相談などの業務を行っています。

基金の事務局には、理事の中から理事長によって指名された「常務理事」が基金運営の実務を担当（執行）し、事務長が日常業務を行います。

また、年金資産の管理・運用に関する業務を執行するために、理事の中から理事長により指名された「運用執行理事」が置かれています。

基金の組織

